

# 知多市公共工事に係る前金払取扱要綱

改正 令和6年7月1日

## (総則)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）附則第7条並びに地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第3条第1項及び第3項の規定に基づく前金払の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

## (対象)

第2条 前金払の対象は、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する公共工事（以下「対象公共工事」という。）とする。

## (制限)

第3条 対象公共工事のうち、契約金額が500万円未満のものについては、前金払をしないものとする。

2 前項に定めるもののほか、予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき又は前金払の必要がないと認めるときは、前金払の全部又は一部をしないものとする。

## (前払金の限度額)

第4条 対象公共工事のうち、土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量を除く。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用に相当する額として必要な経費に係る前払金の限度額は、契約金額に10分の4を乗じて得た額とする。

2 対象公共工事のうち、土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査若しくは土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造又は測量の前払金の限度額は、契約金額に10分の3を乗じて得た額とする。

(中間前金払)

第5条 対象公共工事のうち、土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計、土木建築に関する工事に関する調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造及び測量を除く。）において、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合は、既にした前金払に追加して前金払（以下「中間前金払」という。）をすることができる。

- (1) 工期の2分の1を経過していること。
- (2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。
- (3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の金額に相当するものであること。

2 前項の規定による前払金（以下「中間前払金」という。）の限度額は、契約金額に10分の2を乗じて得た額とする。

(前払金等の端数整理)

第6条 前払金及び中間前払金（以下「前払金等」という。）に10万円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(2年度以上にわたる契約における前金払等)

第7条 債務負担行為又は継続費に係る2年度以上にわたる契約における前金払等は、当該契約に基づく各年度の出来高予定額に対してするものとする。

2 繰越明許費に係る翌年度にわたる契約における前金払等は、契約締結の当初における契約金額の総額に対して行うことができる。

3 第1項における2年度目以降の前金払等については、前年度までの出来高予定額が達成されていることを確認した後に行うものとする。

(対象及び率等の明示)

第8条 前金払の対象とされる工事及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対しこれを明示するものとする。

(中間前金払及び部分払)

第9条 受注者は、同一の契約において中間前金払又は部分払のいずれか一方を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、債務負担行為又は継続費に係る特例として、各年度末（最終年度を除く。）の出来高に対する部分払については、中間前金払が行われた工事についても行うことができる。

（前払金等の請求）

第10条 前払金の支払を受けようとする者は、請負契約締結後速やかに、法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社と法第2条第5項に規定する保証契約を締結した保証証書（以下「保証証書」という。）を市長に提出するものとする。

2 中間前払金の支払を受けようとする者は、中間前払金に関する保証証書を市長に提出するものとする。

3 前払金等の支払いを受けようとする者は、前2項の規定による保証証書の提出に代えて電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、本市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、前払金等の支払いを受けようとする者は、当該保証証書を提出したものとみなす。

（前払金等の返還）

第11条 前払金等の支払を受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前払金等を返還しなければならない。

(1) 法第5条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社との間の保証契約が解除された場合

(2) 本市との間の契約が解除された場合

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行し、同年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。